国立民族学博物館共同研究（若手研究者による共同研究）

アジア・アフリカ諸国における裁判外紛争処理の再編が旧来の多元的法体制に与える影響についての共同研究

第３回研究会

日時　2009 年 4 月 18 日（土）13:30-18:30

　　2009 年 4 月 19 日（日）9:30-12:00

会場　国立民族学博物館２階第３セミナー室

【４月１８日（土）】

●事務連絡　13:30-13:40

●第１報告　13:40-15:00（40 分発表+35 分質疑応答+5 分休憩）

【テーマ】**現代法における多元的法体制（論）の意義と安田理論の所在**

――「オルタナティブ・ジャスティス」の理論と実践の構想に向けた緒言――

【報告者】薗　巳晴（株式会社ノルド社会環境研究所）

●第２報告　15:00-16:20（40 分発表+35 分質疑応答+5 分休憩）

【テーマ】**パプアニューギニアにおけるオルタナティヴ・ジャスティスの模索**

――ブーゲンヴィル紛争後の修復的プロセスを事例に――

【報告者】馬場　淳（東京外国語大学）＝特別講師

●第３報告　16:20-17:40（40 分発表+35 分質疑応答+5 分休憩）

【テーマ】**日本の裁判外紛争解決と時間**

【報告者】荒井里佳（弁護士）＝特別講師

● 総合討論（全員）　17:40-18:30

【４月１９日（日）】

平成 21 年度の共同研究会の開催計画について：全員　9:30-12:00

【問い合わせ先】

石田慎一郎　大阪大学大学院人間科学研究科

電子メール：ishida[at]hus.osaka-u.ac.jp

【報告要旨】

現代法における多元的法体制（論）の意義と安田理論の所在
――「オルタナティブ・ジャスティス」の理論と実践の構想に向けた緒言――

薗　巳晴（株式会社ノルド社会環境研究所・主任研究員）

アジア・アフリカ諸国における裁判外紛争処理の再編が旧来の多元的法体制に与える影響について検討し、「オルタナティブ・ジャスティス」の理論と実践の可能性を探る上では、日本における開発法学のパイオニアである安田教授の所論を避けて通ることはできない。

安田教授が提起する開発法学理論は、今日の法整備支援運動につながる New Law and Development Movement（NLDM）と多元的法体制論の双方に対する批判的視座の上に構築されたものであり、かつ法政策という実践をも見据えた試みである。また特にコミュニティレベルでの ADR に対する世界的な再評価をめぐる動きを共同社会の再自立化現象と捉えている。

本報告では、現代法における多元的法体制の再編、そして理論としての多元的法体制論の再考を念頭に置きながら安田理論を再検討することで、「オルタナティブ・ジャスティス」の理論と実践の方向性を探りたい。

パプアニューギニアにおけるオルタナティヴ・ジャスティスの模索
――ブーゲンヴィル紛争後の修復的プロセスを事例に――

馬場　淳（東京外国語大学・日本学術振興会特別研究員）

南西太平洋のブーゲンヴィル島とブカ島は、ソロモン諸島の一部でありながら、欧米列強による植民地分割の結果として、現在パプアニューギニア（以下、PNG）の領域に属する。1960 年代後半以降、ブーゲンヴィル島のパングナにおいて、鉱物資源（銅や金）の開発が進み、国家経済を潤してきた。同島住民が 1988 年にこの豊富な鉱山資源を背景に起こした紛争は分離独立運動に発展し、PNG 防衛軍を巻き込み市民戦争の様相を呈するまでになった。2005 年 6 月には独自の憲法のもと自治政府が発足するかたちで終息したが、その間、とくに 1990 年代、この市民戦争が地域住民にもたらした物理的、身体的、そして精神的な被害は計り知れないものがある。本発表では、女性とメラネシア平和財団（NGO）の活動に焦点を当てながら、ブーゲンヴィルにおける被害の修復的プロセスとその特徴を具体的に明らかにし、オルタナティヴ・ジャスティスの一つのあり方を考察・提示してみたい。

日本の裁判外紛争解決と時間

荒井　里佳（弁護士）

調停や裁判外紛争解決という「手法」（原始的な「裁判」そのものではない手法）は、当事者間における話し合いや、第三者の介入を前提とする場合が多く想定される。

これはすなわち、紛争の解決に多大な時間を要することを意味する。

他方、日本ではこれまで、裁判（＝紛争解決）にあまりにも時間がかかりすぎることが問題視されてきた。その結果、迅速な裁判を実現するため、さまざまな取り組みが行われてきた（たとえば、民訴法の大幅改正等）。

一方では、簡易迅速な紛争解決が推進され、他方で（基本的に）じっくりと時間を掛けた調停や ADR といった制度の創設が叫ばれ、一見矛盾した方向のようにも見える。

それだけ国民が「紛争解決手段メニューの多様性」を求めていることの裏付けなのであろう。

そもそも「紛争解決に時間をかける・かけない」ということの意味はどこにあるのだろうか。これまでの日本における紛争解決あり方を検証し、実務家の観点から、紛争解決において、「時間の流れ」というものがいかに作用するのかを探りたい。